

学校給食費に ついてのQ&A ～保護者のみなさまへ～

令和3年4月 最終改訂

給食費のことについて、わかりにくいことや、
知っておいていただきたいことを、
Q&Aにしてまとめました。

お問い合わせ先

三原市教育委員会 学校給食課

TEL 0848-68-0149

FAX 0848-68-0167

Mail kyushoku@city.mihara.hiroshima.jp

学校給食課ホームページ

<http://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/43/>



目次

●制度にかかわること

1 給食費について

- Q1-1 給食費は何に使われているのですか？・・・・・・・・・・P.1
- Q1-2 なぜ給食費を払わなければならないのですか？
- Q1-3 給食費の額はいくらですか？
- Q1-4 給食費の額はどうやって決めているのですか？・・・・・・・・・・P.2
- Q1-5 1食当たりの単価はいくらですか？
- Q1-6 基準実施回数とは何ですか？
- Q1-7 わたしがいくら払えばいいのか、お知らせはありますか？

2 給食費の調整について

- Q2-1 給食費の調整とはなんですか？
- Q2-2 なぜ調整が必要なんですか？
- Q2-3 学校で給食を食べなかったら、すべて調整してもらえるのですか？・・・P.3
- Q2-4 どのような場合に調整してもらえますか？

3 学校諸費について

- Q3-1 学校諸費とはなんですか？
- Q3-2 学校諸費も市に支払うことになるのですか？

4 給食費の支払いについて

- Q4-1 給食費の支払い方法は、どのようになりますか？・・・・・・・・・・P.4
- Q4-2 給食費の支払いは、必ず口座振替にしないといけませんか？
- Q4-3 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？
- Q4-4 口座振替にするには、どのような手続きが必要ですか？
- Q4-5 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？
- Q4-6 納付書はコンビニで使えますか？
- Q4-7 納期限はいつですか？
- Q4-8 うっかり納期限を過ぎてしまいました。納付書は使えますか？
- Q4-9 残高があるにもかかわらず、6月分の給食費の口座振替がされませんでした。
なぜですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.5
- Q4-10 8月は給食を食べませんが、なぜ給食費を払うのですか？
- Q4-11 学校に直接給食費のお金を持って行ってもいいですか？

5 口座振替に使用する口座について

- Q5-1 登録する口座は、どこの金融機関でも大丈夫ですか？
- Q5-2 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか？
- Q5-3 学校諸費の引き落とし口座と違う口座を登録しても大丈夫ですか？

Q5-4 学校諸費の引き落とし口座と同じ口座を登録しても大丈夫ですか？・・・P.6

Q5-5 きょうだいが小学校と中学校にいますが、全員を同じ口座で登録しても大丈夫ですか？

Q5-6 現在登録している口座を変更したいのですが、どうすればいいですか？

6 給食費の納付相談について

Q6-1 経済的に給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？

Q6-2 家族が入院したため予定外の出費があり、一時的に給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？

7 就学援助について

Q7-1 就学援助とはなんですか？

Q7-2 就学援助が認定されるまでは、給食費は支払わなければなりませんか？

Q7-3 就学援助に認定された場合、給食費の支払いはどのようになりますか？・P.7

8 生活保護費受給世帯の給食費の支払いについて

Q8-1 生活保護費を受給していますが、給食費の支払いはどうなりますか？

9 給食費の滞納について

Q9-1 給食費を滞納している家庭には、どのような取り組みをしていますか？

Q9-2 生活保護費の代理収納とはなんですか？

Q9-3 児童手当からの充当とはなんですか？

Q9-4 それでも給食費を滞納している場合はどうなりますか？

●手続きにかかわること

10 給食費に関する手続き（必要書類）について

Q10-1 いつ、どのような手続きが必要ですか？・・・・・・・・・・・・・・・・P.8

11 給食申込書について

Q11-1 給食申込書は、どこに提出すればいいですか？

Q11-2 子どもに食物アレルギーがあります。給食申込書のアレルギー対応欄は、どのように書けばいいですか？

12 口座振替依頼書について

Q12-1 口座振替依頼書は、どこに行けばもらえますか？・・・・・・・・・・・・P.9

Q12-2 口座振替依頼書は、どこに提出すればいいですか？

Q12-3 口座振替依頼書を提出したら、すぐに口座振替できますか？

Q12-4 口座振替依頼書を提出しないとどうなりますか？

13 給食変更停止届について

Q13-1 給食変更停止届は、どのようなときに提出する必要がありますか？

Q13-2 給食変更停止届を提出するときに気をつけることはありますか？

Q13-3 学校を長期欠席するため、給食変更停止届を出していましたが、予定より早く学校へ行けそうです。どうすればいいですか？・・・・・・・・・・・・P.10

14 その他手続きについて

- Q14-1 現在、子どもが小学生ですが、中学生になるときに改めて手続きが必要となりますか？
- Q14-2 現在、子どもが小学校に通っていますが、中学校は私立を受験予定です。何か手続きは必要ですか？
- Q14-3 給食申込書などの書類を書き間違えた場合は、どうすればいいですか？
- Q14-4 本郷幼稚園に入園予定です。口座振替依頼書には幼稚園授業料と給食費の両方〇をしても大丈夫ですか？
- Q14-5 小学校に入学予定です。口座振替依頼書には放課後児童クラブ負担金と給食費の両方〇をしても大丈夫ですか？

1 給食費について

Q1-1 給食費は何に使われているのですか？

A1-1 給食に使う食材を買うことに使っています。給食を作るために必要な人件費や光熱水費，施設の修理費などは市が負担しています。なお，学校給食法という法律では，給食に必要な食材費や光熱水費は保護者の皆さまに負担していただくという規定がありますが，三原市では，光熱水費は市が負担しており，保護者の皆さまには食材費のみを負担していただいています。

Q1-2 なぜ給食費を払わなければならないのですか？

A1-2 給食費をお支払いいただけないと，食材を買うお金が不足することになり，必要な食材が買えなくなるなど，学校給食運営が難しくなります。ご理解とご協力をお願いします。

Q1-3 給食費の額はいくらですか？

A1-3 令和3年度からは，次のとおりです。改定することがあれば，事前に保護者の皆さまへお知らせします。

◎完全給食※1の場合

学校区分	年間給食費	期別納付額	
		4月	5月～2月
小学校	45,600円	4,200円	4,140円
中学校	51,300円	4,700円	4,660円
幼稚園	38,000円	3,500円	3,450円

◎食事のみ※2の場合

学校区分	年間給食費	期別納付額	
		4月	5月～2月
小学校	34,960円	3,260円	3,170円
中学校	40,660円	3,760円	3,690円
幼稚園	29,070円	2,670円	2,640円

◎飲用牛乳のみ※3の場合

学校区分	年間給食費	期別納付額	
		4月	5月～2月
小学校	10,640円	1,040円	960円
中学校	10,640円	1,040円	960円
幼稚園	8,930円	830円	810円

※1)「完全給食」とは，飲用牛乳と食事をすべて食べる給食のことです。

※2)「食事のみ」とは，アレルギーなどの理由により，年間を通して飲用牛乳を飲まない給食のことです。

※3)「飲用牛乳のみ」とは，アレルギーなどの理由により，年間を通して飲用牛乳しか飲まない(食事は弁当を持ってこられます。)給食のことです。

Q1-4 給食費の額はどやうやって決めているのですか？

A1-4 それぞれの学校で1年間に190回給食を実施すると仮定して、1食当たりの単価※をかけて年間の給食費を計算しています。年間給食費を11で割った額（10円未満の端数があれば、4月分に含めます。）を4月から2月まで毎月お支払いいただくこととなります。

※）関連：Q1-5 1食当たりの単価はいくらですか？（P.2）

Q1-5 1食当たりの単価はいくらですか？

A1-5 令和3年度からは、次のとおりです。改定することがあれば、事前に保護者の皆さまへお知らせします。

学校区分	完全給食	食事のみ	飲用牛乳のみ
小学校	240円	184円	56円
中学校	270円	214円	56円
幼稚園	200円	153円	47円

Q1-6 基準実施回数とは何ですか？

A1-6 給食費の額を計算するため、それぞれの学校での1年間の給食の実施回数を仮に決めた回数のことです。令和3年度からは190回※としています。

※）関連：Q2-2 なぜ調整が必要なんですか？（P.2）

Q1-7 わたしがいくら払えばいいのか、お知らせはありますか？

A1-7 毎年4月の終わりごろに、お子さま1人ずつの「学校給食費額決定通知書」をお配りする予定です。お支払いいただく1年間の給食費の額や納期限（口座振替日）などが書いてありますので、確認をお願いします。なお、給食費の調整※などにより、お支払いいただく給食費の額に変更がありましたら、そのたびに「学校給食費額変更決定通知書」によりお知らせします。

※）関連：Q2-1 給食費の調整とはなんですか？（P.2）

2 給食費の調整について

Q2-1 給食費の調整とはなんですか？

A2-1 原則毎年3月に、1年間お支払いいただいた給食費と、実際に学校で給食を実施した回数とを比べて、給食を実施した回数が多かった場合は給食費を追加でお支払いいただき、少なかった場合はお支払いいただいた給食費をお返しすることです。

Q2-2 なぜ調整が必要なんですか？

A2-2 基準実施回数の190回というのは、土・日・祝日や夏休みなどの長期休みを除いた学校開校日のうち、社会見学などの学校行事により、学校で給食を食べない日を除いた学校開校日が年間190日※になると仮定したものです。

しかし実際には、学校ごとに行事日数などが違うため、190回より多い場合も少ない場合もありますので、調整をさせていただきます。

※)190日=(学校開校日-学校行事などで給食を食べない学校開校日)

Q2-3 学校で給食を食べなかったら、すべて調整してもらえますか？

A2-3 急な発熱やけがなどで学校を休む場合は、調整の対象にはなりません。また、連続して学校を休む日が4日以下(学校休業日を除きます。)の場合も調整の対象とはなりません。ご理解をお願いします。

Q2-4 どのような場合に調整してもらえますか？

A2-4 次のとおりです。調整の時期や方法など、詳しくは学校給食課までお問い合わせ下さい。

調整の対象	調整の条件
病気などで連続して5日以上(学校休業日を除く)欠席する場合	給食変更停止届 ^{※1} を学校に提出して3日後(土・日・祝日を除く)のものから調整
年度の途中で三原市立学校以外へ転校する場合	
アレルギー対応(年間を通じた対応を除く)などにより、弁当を持参した場合	
アレルギーなどが原因で、年間を通じた給食内容を変更したとき	
学校での年間の給食実施回数が基準実施回数 ^{※2} と異なった場合	学校からの行事予定報告により教育委員会に事前に報告があったものを調整
感染防止対策、気象警報発令などにより学校が臨時休校などとなった場合	感染防止対策の場合は前日の午前中までに、気象警報発令などの場合は臨時休校決定後直ちに、学校から調理場に連絡があったものを調整
災害等により給食の提供ができなかった場合	提供できない期間全体を減額

※1) 給食変更停止届についての注意事項など、詳しくは「12 給食変更停止届について」(P.9)をご覧ください。

※2) 関連: Q1-6 基準実施回数とは何ですか? (P.2)

3 学校諸費について

Q3-1 学校諸費とはなんですか？

A3-1 学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校行事費などの、学校に直接お支払いいただく費用のことです。

Q3-2 学校諸費も市に支払うことになるのですか？

A3-2 なりません。学校諸費は、学校ごとに種類や集める時期、金額などが違うため、学校からのお知らせに基づいて、学校で集金を行います。

4 給食費の支払いについて

Q4-1 給食費の支払い方法は、どのようになりますか？

A4-1 保護者の方の金融機関口座からの口座振替（自動引き落とし）をお願いしています。口座振替以外では、市からお送りする納付書を利用してお支払いいただけます。

Q4-2 給食費の支払いは、必ず口座振替にしないといけませんか？

A4-2 必ずではありませんが、払い忘れを防ぐためや支払いのお手間を省くために口座振替をおすすめします。

Q4-3 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？

A4-3 給食費の口座振替手数料は市が負担しますので、保護者の皆さまにはかかりません。なお、学校諸費の引き落としには手数料がかかります。

Q4-4 口座振替にするには、どのような手続きが必要ですか？

A4-4 「口座振替依頼書」※₁に必要事項を記入し、押印のうえ、振替を希望する金融機関※₂の窓口へ提出してください。このとき、金融機関届出印と通帳、市からお送りした納付書があれば納付書をお持ちください。

※1) 口座振替依頼書について、詳しくは「11 口座振替依頼書について」(P.9)をご覧ください。

※2) 関連：Q5-1 登録する口座は、どこの金融機関でも大丈夫ですか？(P.5)

Q4-5 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？

A4-5 再振替はありません。市から督促状（圧着はがきタイプのもの）をお送りしますので、督促状についている納付書を利用してお支払いください。

Q4-6 納付書はコンビニで使えますか？

A4-6 使えます。ただし、金額を訂正したものは使えません。また、バーコードの線がはっきりしていないもの、汚れているものはお使いになれない場合があります。この場合は再発行しますので、学校給食課までご連絡ください。

Q4-7 納期限はいつですか？

A4-7 4月から翌年2月までの毎月末日（12月は25日）です。ただし、末日が土・日・祝日の場合は、その次の平日になります。詳しくは学校給食費額決定通知書※をご覧ください。

※) 関連：Q1-7 わたしがいくら払えばいいのか、お知らせはありますか？(P.2)

Q4-8 うっかり納期限を過ぎてしまいました。納付書は使えますか？

A4-8 使えます。お早めに金融機関またはコンビニでお支払いください。

Q4-9 残高があるにもかかわらず、6月分の給食費の口座振替がされませんでした。なぜですか？

A4-9 就学援助※が認定された可能性があります。就学援助に認定されますと、認定された月以降の給食費は、就学援助費から充当させていただくため、口座振替を停止します。口座振替されなかった理由について、詳しくは学校給食課へお問い合わせください。

※) 詳しくは「7 就学援助について」(P.6)をご覧ください。

Q4-10 8月は給食を食べませんが、なぜ給食費を払うのですか？

A4-10 平成30年度からは、年間の給食費※₁を1食当たり給食費単価※₂×基準実施回数※₃で算出し、それを11か月で割って、4月から2月まで毎月お支払いいただいております。ご理解をお願いします。なお、3月には年間の給食費を調整※₄し、払いすぎている場合は返金を、不足する場合は追加で納付をお願いすることとなります。

※1) 関連：Q1-3 給食費の額はいくらですか？(P.1)

Q1-4 給食費の額はどのように決めているのですか？(P.2)

※2) 関連：Q1-5 1食当たりの単価はいくらですか？(P.2)

※3) 関連：Q1-6 基準実施回数とは何ですか？(P.2)

※4) 関連：Q2-1 給食費の調整とは何ですか？(P.2)

Q2-2 なぜ調整が必要なんですか？(P.2)

Q4-11 学校に直接給食費のお金を持って行ってもいいですか？

A4-11 学校では給食費のお預かりはいたしません。申し訳ありませんが、納付書をなくされた場合は再度納付書をお送りしますので、金融機関窓口またはコンビニでお支払いください。

5 口座振替に使用する口座について

Q5-1 登録する口座は、どこの金融機関でも大丈夫ですか？

A5-1 市内に本店または支店がある以下の12金融機関に限られます。これらの金融機関であれば、全国どこの支店のものでも登録できます。

中国銀行	広島銀行	三原農業協同組合	広島中央農業協同組合
しまなみ信用金庫	もみじ銀行	呉信用金庫	中国労働金庫
広島県信用組合	両備信用組合	広島信用金庫	ゆうちょ銀行※

※) ゆうちょ銀行は、中国5県のみとなります。

Q5-2 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか？

A5-2 大丈夫です。この場合は、口座振替依頼書の「納入義務者」の欄に保護者の方のお名前と印鑑(認印で大丈夫です。)の記入・押印を、「口座名義人」の欄に口座名義人のお名前と金融機関届出印を記入・押印してください。

Q5-3 学校諸費の引き落とし口座と違う口座を登録しても大丈夫ですか？

A5-3 大丈夫です。

Q5-4 学校諸費の引き落とし口座と同じ口座を登録しても大丈夫ですか？

A5-4 大丈夫です。残高不足※にならないようご注意ください。

※) 関連：Q4-5 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？(P.4)

Q5-5 きょうだいが小学校と中学校にいますが、全員を同じ口座で登録しても大丈夫ですか？

A5-5 大丈夫です。振替(引き落とし)の日は小学校・中学校ともに同じ日ですので、残高不足※にならないようご注意ください。

※) 関連：Q4-5 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなるのですか？(P.4)

Q5-6 現在登録している口座を変更したいのですが、どうしたらいいですか？

A5-6 「口座振替依頼書」※₁を変更したい金融機関窓口へ提出してください。変更前の口座については、特に手続をしていただくなくても問題ありません。

※1) 口座振替依頼書について、詳しくは「11 口座振替依頼書について」(P.9)をご覧ください。

※2) 関連：Q4-4 口座振替にするには、どのような手続きが必要ですか？(P.4)

6 給食費の納付相談について

Q6-1 経済的に給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？

A6-1 児童扶養手当を受給している場合などは、申請により就学援助※の認定を受けられる場合があります。三原市では就学援助認定を受けた場合、給食費や学校諸費を市から援助する制度です。お子さんが通う学校、または教育委員会学校教育課にご相談ください。

※) 就学援助について、詳しくは「7 就学援助について」(P.6)をご覧ください。

Q6-2 家族が入院したため予定外の出費があり、一時的に給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？

A6-2 場合によっては給食費のお支払い期限を延ばすことや分納することができます。お早めに学校給食課(表紙のお問い合わせ先)にご相談ください。

7 就学援助について

Q7-1 就学援助とはなんですか？

A7-1 小・中学校に通う市内在住のお子さまの保護者の方に対し、経済的な理由で就学に必要な場合、その費用の一部を審査のうえ扶助する制度です。詳しくは教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

Q7-2 就学援助が認定されるまでは、給食費は支払わなければなりませんか？

A7-2 そのとおりです。ご理解とご協力をお願いします。なお、認定されれば、すでにお支払いいただいた給食費は、就学援助費として保護者の方にお支払いします。

Q7-3 就学援助に認定された場合、給食費の支払いはどのようにになりますか？

A7-3 就学援助費は、市から保護者の方にお支払いすることが原則ですが、給食費分の就学援助費については、市（学校教育課）から市（学校給食課）に直接支払う（充当する）こととなりますので、口座振替は行いません。残りの納付書も廃棄してください。イメージは次のとおりです。

	認定前	認定後	就学援助費（給食費分）の支払い
給食費のお支払い状況	支払っている	支払い不要	認定前に支払った額を保護者へ支払い
	支払っていない※	支払い不要	保護者への支払いはなし（認定前の未払い分も充当）

※）認定されるまでは給食費をお支払いいただく必要があります（Q7-2）。
方が一お支払いがされていない場合のことを示しています。

8 生活保護費受給世帯の給食費の支払いについて

Q8-1 生活保護費を受給していますが、給食費の支払いはどうなりますか？

A8-1 生活保護費（三原市では、保健福祉部社会福祉課が担当しています。）は、市から保護者の方にお支払いすることが原則ですが、平成31年度からは、保護者の方の同意があれば、市（社会福祉課）から市（学校給食課）に直接支払うことができます。これにより給食費のお支払いの手間や払い忘れなどがなくなります。社会福祉課の窓口で手続きができますので、お問い合わせください。

9 給食費の滞納について

Q9-1 給食費を滞納している家庭には、どのような取り組みをしていますか？

A9-1 納期限までにお支払いが確認できない場合は、督促状や催告書をお送りし、自主的に納付していただくようお願いしています。自主的な納付が難しい場合には、児童手当からの充当※₂を行うように努めています。

※2）関連：Q9-2 児童手当からの充当とはなんですか？（P.7）

Q9-2 児童手当からの充当とはなんですか？

A9-2 児童手当（三原市では、保健福祉部子育て支援課が担当しています。）は、市から保護者の方にお支払いするものですが、未納の給食費がある場合は、保護者の方からの申し出があれば、滞納している給食費分の金額を、市（子育て支援課）から市（学校給食課）に直接児童手当から引き去って支払うことができ、これを児童手当の充当といいます。

Q9-3 それでも給食費を滞納している場合はどうなりますか？

A9-3 児童手当からの充当などに同意がいただけない場合や、市からの連絡に応じていただけない場合には、三原市債権管理条例に基づき、裁判所への法的措置を含めて、厳正な対処をさせていただきます。

10 給食費に関する手続き（必要書類）について

Q10-1 いつ、どのような手続きが必要ですか？

A10-1 手続きが必要な時期、必要書類について、主なものは次のとおりです。詳しくは学校給食課または学校へお問い合わせください。また、必要書類については学校にあるほか、三原市（学校給食課）のホームページにも掲載していますので、印刷してご利用ください。ホームページには記入例も掲載しています。

時期	必要書類
三原市立小学校または本郷幼稚園に入学（園）するとき	三原市学校給食申込書 三原市料金等口座振替依頼書
三原市立学校以外から三原市立学校（小・中・本郷幼稚園）へ転入するとき	三原市学校給食申込書 三原市料金等口座振替依頼書
連続して5日（学校休業日を除く）以上欠席するとき	学校給食変更停止届
アレルギー対応関係書類を学校に提出するとき（毎月のもの）	学校給食変更停止届
三原市立学校以外へ転校するとき	学校給食変更停止届 口座振込依頼書（給食費還付用）

11 給食申込書について

Q11-1 給食申込書は、どこに提出すればいいですか？

A11-1 入学（転入）予定先の学校（本郷幼稚園）へ提出してください。なお、三原市立小学校から三原市立中学校に進学する場合は、提出の必要はありません。

Q11-2 子どもに食物アレルギーがあります。給食申込書のアレルギー対応欄は、どのように書けばいいですか？

A11-2 給食の対応方法によって次のようにしてください。

対応方法	記入の仕方
年間を通して飲用牛乳を飲まない（食事は食べる）。	「1 食事のみ」を選んでください。
献立によっては弁当を持参する必要がある（毎月アレルギー対応関係書類を提出する必要がある）。	「2 献立内容により対応が変わる」を選んでください。
年間を通して給食を食べない（飲用牛乳も食事もなし）。	「3 給食なし」を選んでください。
年間を通して食事を食べない（飲用牛乳は飲む）。	「4 飲用牛乳のみ」を選んでください。
献立によって除去対応する必要がある	特に記入は必要ありません（給食費※は完全給食扱いとなります）。

※）関連：Q1-3 給食費の額は、いくらですか？（P.1）

Q1-5 1食当たりの単価はいくらですか？（P.2）

12 口座振替依頼書について

Q12-1 口座振替依頼書は、どこに行けばもらえますか？

A12-1 各学校のほか、教育委員会窓口、各金融機関窓口にもあります。

Q12-2 口座振替依頼書は、どこに提出すればいいですか？

A12-2 振替を希望する金融機関※の窓口へ提出してください。このとき、金融機関届出印と通帳、市からお送りした納付書があれば納付書をお持ちください。

※) 関連：Q5-1 登録する口座は、どこの金融機関でも大丈夫ですか？
(P.5)

Q12-3 口座振替依頼書を提出したら、すぐに口座振替できますか？

A12-3 提出していただくタイミングにもよりますが、金融機関での登録に長い場合で1か月半ほどかかることがあります。口座登録が終わりましたら市からお知らせしますので、それまでは納付書でお支払いください。

Q12-4 口座振替依頼書を提出しないとどうなりますか？

A12-4 4月中に、市から1年分の納付書をお送りしますので、それぞれの納付書に書いてある期限までに金融機関窓口かコンビニでお支払いください。

13 給食変更停止届について

Q13-1 給食変更停止届は、どのようなときに提出する必要がありますか？

A13-1 主に次の4つの場合です。※

- ① 長期間（学校休業日を除いて連続して5日以上）学校を休むとき。
- ② アレルギーなどが原因で給食が食べられないため、弁当を持参する日があるとき。
- ③ アレルギーが治った、アレルギーになったなどの原因により、給食の内容を変更するとき。
- ④ 三原市立学校以外の学校に転校するとき。

※) 関連：Q2-4 どのような場合に調整してもらえますか？ (P.3)

Q13-2 給食変更停止届を提出するときに気をつけることはありますか？

A13-2 給食内容を変更したり、停止したりしようとする日の3日前までに学校へ提出してください。3日前までに学校に提出していただければ、変更の内容や停止日数に応じて給食費の調整※を行います。

※) 給食費の調整について、詳しくは「2 給食費の調整について」(P.2～P.3)をご覧ください。

Q13-3 学校を長期欠席するため、給食変更停止届を出していましたが、予定より早く学校へ行けそうです。どうすればいいですか？

A13-3 改めて給食変更停止届を提出していただくことになります。ただし、この場合でも、学校に届け出ていただいた日から3日後からの給食再開となりますので、もしそれまでに登校することがあればお弁当をご用意いただくことになります。ご理解とご協力をお願いします。

14 その他手続きについて

Q14-1 現在、子どもが小学生ですが、中学生になるときに改めて手続きが必要となりますか？

A14-1 内容に変更がない限り、再度の手続きは必要ありません。

Q14-2 現在、子どもが小学校に通っていますが、中学校は私立を受験予定です。何か手続は必要ですか？

A14-2 私立の中学校に通われることとなった場合は、学校給食変更停止届を提出してください。

Q14-3 書類を書き間違えた場合は、どうすればいいですか？

A14-3 学校に予備がありますので、お申し出ください。また、口座振替依頼書以外は、三原市（学校給食課）のホームページにも掲載しています。

Q14-4 本郷幼稚園に入園予定です。口座振替依頼書には幼稚園授業料と給食費の両方〇をしても大丈夫ですか？

A14-4 大丈夫です。

Q14-5 小学校に入学予定です。口座振替依頼書には放課後児童クラブ負担金と給食費の両方〇をしても大丈夫ですか？

A14-5 大丈夫です。

この Q&A は、平成 30 年 1 月時点の内容で作成し、令和 3 年 4 月時点の内容に改訂されています。手続方法や期日、金額等はその後の規則改正などにより変更となる場合があります。最新の情報は、学校給食課までお問い合わせいただくか、三原市（学校給食課）のホームページに掲載していますのでご確認ください。

